

**令和2年 第12回**

**甲斐市農業委員会議事録**

**令和2年11月26日**

1 日 時 令和2年11月26日(木) 午後2時57分～

2 場 所 甲斐市役所双葉庁舎 会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件  
議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第44号 競・公売適格証明願いの件  
議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件  
議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 7番 雨宮 良文 委員、8番 柳本 利徳 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後4時17分

【事務局長】 定刻前ですが揃いましたので、令和2年第12回の総会を始めさせていただきます。

はじめにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

はじめに神澤副会長より開会のことばをお願い致します。

【神澤副会長】 (あいさつ)

では令和2年の第12回の農業委員会総会を開催致します。よろしくご審議の程お願い致します。

【事務局長】 ありがとうございます。

続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただきます。会長よろしくお願い致します。

【議長（会長）】 (あいさつ)

これより総会を開催致します。

本日の出席委員は全員です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

-----  
(日程第1  
議事録署名委員の  
指名)

【議長】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員につきましては、7番雨宮委員と8番柳本委員を指名致します。

-----  
(日程第2  
会期の決定)

【議長】 日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)  
(報告第22号)

【議長】 それでは議事に移ります。

報告第22号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に44番及び47番～57番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

届出ということで市街化区域内の案件になります。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありましたので、報告をさせていただきます。

番号44番、地図は1ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積761㎡他1筆合計1,313㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により宅地分譲5区画にするための届出が出ております。

続きまして、番号47番、ここで訂正をお願いします。譲渡人の●●さんのところですが、住所の●●、ここまでは合っていますが、その後の●●を訂正していただきたいと思います。正しくは●●番地、さんずいの「●」に「●」●●番地、申し訳ございませんが訂正をお願いします。

地図は2ページになります。●●番地、地目畑、面積307㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●・●●さんが所有権移転により自己用住宅にするための届出が出ております。

続きまして、番号48番、地図は3ページでございます。

●●番地、地目畑、面積359㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに使用貸借により自己用住宅にするための届出が出ております。

続きまして、2ページをお願いします。番号49番、地図は4ページになります。

●●番地、地目畑、面積493㎡他1筆合計979㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により駐車場にするための届出が出ております。

続きまして、番号50番、地図は5ページになります。

●●番地、地目畑、面積430㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により資材置場にするための届出が出ております。

続きまして、番号51番、地図は6ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積1,261㎡他1筆合計1,289㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により宅地分譲5区画にするための届出が出ております。

3ページをお願いします。番号52番、地図は7ページになります。

●●番地、地目田、1,177㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により宅地分譲4区画にするための届出が出ております。

続きまして、番号53番、地図は8ページになります。

●●、地目畑、面積300㎡他1筆合計401㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により自己用住宅にするための届出が出ております。

続きまして、番号54番、地図は9ページになります。

●●番地、地目田、面積322㎡他2筆合計497㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により自己用住宅にするための届出が出ております。

資料4ページをお願いします。番号55番、地図は10ページになります。

●●番地、地目田、面積472㎡他1筆合計883㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により資材置場及び駐車場にするための届出が出ております。

続きまして、番号 56 番、地図は 11 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 114 m<sup>2</sup>他 2 筆合計 1,799 m<sup>2</sup>を、●●の後に「●」をお願いします。●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により診療所にするための届出が出ております。

続きまして、番号 57 番、地図は 12 ページになります。56 番と続きの土地になります。

●●番地、地目畑、面積 667 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 1,365.41 m<sup>2</sup>を、●●同じ住所になります。●●さんが、次のページへ行きまして、●●番地、地目畑、384 m<sup>2</sup>、56 番と同じ●●さんが、全体で 3 筆 1749.41 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんに所有権移転により薬局にするための届出が出ております。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(議案第 42 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 24 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 6 ページをお願いします。農地法 3 条は地目は農地で所有権移転等になります。

番号 24 番、地図は 13 ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積 764 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は 20,135 m<sup>2</sup>、農地所有適格法人であります。本市の他に●●市、●●市、●●市、●●市に農地を所有しており、柿や

トウモロコシ等の作付けを行っております。同時に営農型太陽光発電も行っております。申請地で柿の作付けを予定しております。所有している機械はトラクター1台、ステレオスプレーヤー1台、刈払い機2台、噴霧器2台です。

写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を8番柳本委員にお願い致します。

【柳本委員】

はい。

11月18日に小宮山会長、有泉副会長、鰻池推進委員と現地の調査を致しました。周辺は農地ですが、営農計画がありますので、問題はないと考えます。

以上です。

【議長】

次に鰻池推進委員に意見を求めます。

【鰻池推進委員】

はい。

現地を見ましたけど、この近くにも農地を持っていて、柿を植えていて問題はないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【有泉委員】

はい、3番の有泉です。

現地調査の時に同行させていただき、現地を確認したのですが、今の説明の中で聞きたいのが、●●というのが他の所でも柿とかトウモロコシを栽培しているということなんですが、その会社の農業収入はどのくらいなのか把握していますか。

【事務局】

はい、議長。

営農計画書を出していただいております。この会社はまだ始まったばかりであります、今年につきましては●●円ですが、3年後には●●円という見込みとなっております。

【有泉委員】

●●円というのはこの土地だけではなく、会社としての収入ですか。

- 【事務局】 はい。他も合わせてとなっております。この会社は（営農型）太陽光もやっております、そちらの数字は分かりませんが、今後徐々に農業収入を増やしていくようです。
- 【議長】 よろしいですか。  
その他質問はございませんか。  
  
(なしの声)
- 【議長】 ないようですので、本案件を許可とすることにご異議ございませんか。  
  
(異議なしの声)
- 【議長】 異議なしの言葉がありました。異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。  
  
続きまして、事務局に番号 25 番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長。  
続きまして、番号 25 番をお願いします。地図は 14 ページと 15 ページをお願いします。  
●●番地、地目田、面積 1,949 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 3,291 m<sup>2</sup>を●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。  
●●さんの経営面積は 11,082 m<sup>2</sup>で、申請地で水稻の作付けを予定しております。所有している機械はトラクター、コンバイン、田植機、糶摺り機各 1 台、乾燥機 2 台でございます。  
写真は●●番地が南側から、もう 1 筆●●番地が東側から撮影したものです。  
説明は以上です
- 【議長】 事務局の説明は以上です。  
次に現地調査の報告を 9 番小林委員にお願い致します。
- 【小林（豊）】 はい、9 番の小林です。

- 委員】 11月の18日に会長以下、推進委員と現地確認しました。現状は田圃の刈り取りの跡がありまして優良な農地で、また農機具の保有状態や所有している農地も大変ございまして、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
- 以上です。
- 【議長】 次に原田推進委員に意見を求めます。
- 【原田推進委員】 はい。
- 18日に会長、農業委員と随行して現地調査を行いました。現地は小高い丘にありまして、圃場整備がされておりまして、耕作しやすい土地です。余談になってしまいますが、譲渡人と譲受人は親戚関係にあるということ。それから譲受人はこの前の●●をされていたので、農地の活用には理解されています。問題はないのでよろしくをお願いします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。
- 【齋藤委員】 はい。
- 参考に教えていただきたいのですが、●●さんという方は専業の方ですか。年齢は何歳くらいですか。
- 【事務局】 はい、議長。
- さんは、現在は専業です。年齢は73歳でございます。息子さんが1人おられますが、平日はほぼ一人でやっておられます。
- 【議長】 よろしいですか。
- その他質問はありますか。
- (なしの声)
- 【議長】 質問がないようでございますので、番号25番を許可とすることにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 26 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 26 番をお願いします。地図は 16～18 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 131 m<sup>2</sup>、次のページへ行きまして、7 ページの下になりますが、合計で 12 筆 1,597 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は 1,866 m<sup>2</sup>で、今回の申請と併せて 3,463 m<sup>2</sup>となり下限面積の 3,000 m<sup>2</sup>を超えます。

申請地で水稲、お茶、ウド等の作付けを予定しております。所有している機械は管理機 2 台、刈払い機、ヘッジトリマー、チェーンソー各 1 台です。

写真は●●番地が西側から、●●番地が北側から、●●番地が西側から、●●番地が北側から、●●番地が北側から、●●番地が北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を 11 番窪田委員をお願いします。

【窪田委員】

はい、11 番窪田です。

過日 11 月の 18 日ですが、小宮山会長、神澤副会長、地元の中村推進委員、私、事務局の皆さんと行いました。

何ら問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いしたいと思います。

【議長】

次に中村理推進委員に意見を求めます。

【中村（理）  
推進委員】

はい、推進委員の中村です。

先日 11 月 18 日に現地調査に行つて参りました。

かなりの急傾斜であります。譲受人は以前より傾斜地における営農活動を精力的に行つており、何ら問題はないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、番号 26 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第 43 号)

【議長】 次の議案に移ります。

議案第 43 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に 50 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 8 ページをお願いします。番号 50 番、地図は 19 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 123 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに使用貸借により、自己用住宅にするための許可申請が出ております。

集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第 3 種農地と判断することができます。申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接農地の同意書等から問題はないと考えられます。

両者は親子でありまして、全体の面積は 299.25 m<sup>2</sup>で農地は 123 m<sup>2</sup>となります。建築面積は 72.73 m<sup>2</sup>、給排水は北西側の上下水道本管に接続の予定です。

写真は南側から撮影をしたものです。(写真の) 黄色い部分が農地、緑の部分が宅地、これを合わせてものが今回の家を建てる部分になります。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を 8 番柳本委員をお願いします。

【柳本委員】 11 月の 18 日に小宮山会長、有泉副会長、鰻池推進委員と現地を見学しました。

宅地と隣接している農地ということですが、(写真の)グリーンになっている所が、つい最近まで木が植えてありましたが、重機で片付けて整地された状態になっています。排水の方も順調な接続が見込まれますし、問題はないということで、ご審議をよろしくお願いします。

【議長】 次に鰻池推進委員に意見を求めます。

【鰻池推進委員】 推進委員の鰻池です。

18日に現地調査を行いまして、宅地に隣接しておりまして、何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号50番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号51番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

続きまして、番号51番をお願いします。地図は20ページになります。

●●番地、地目畑、面積186㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに使用貸借により、自己用住宅にするための許可申請が出ております。

集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第3種農地と判断することができます。申請書に添付された事業計画書、資金証明書等から問題はないと考えられます。また隣接の農地はありません。

両者は親子で、建築面積は68.73㎡、給排水は南西側の上下水道本管に接続の予定です。

写真は東側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。  
次に現地調査の報告を番委員にお願い致します。

【柳本委員】 はい。  
11月18日に会長、副会長、推進委員と現地を見て参りました。  
現地はここに隣接した東側に母屋がありまして、大谷石で囲まれていまして、一見宅地の一部に見えますが、地目は農地ということで、転用の申請が出されていますが、下水の配管の心配もありませんし、宅地とするのに問題はないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】 次に鰻池推進委員に意見を求めます。

【鰻池推進委員】 18日の調査に同行しまして、現地調査をしました。親御さんの前に家を建てるということで、周りは家に囲まれていまして、隣接農地はありません。問題はないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようございますので、番号51番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようございますので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

---

(議案第44号)

【議長】 次の議案に移ります。  
議案第44号、競・公売適格証明願いの件を上程致します。  
事務局に番号1番、2番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。  
資料の9ページをお願いします。地図は21ページになります。

競・公売の適格証明ですが、差し押さえ等で農地の競・公売が行われる時は、通常の申請と同様の審査を行います。

今回は5条申請、転用が目的で、その内容が適切かどうかを審議し適格証明を発行することになります。

甲府地方裁判所による競売により、1番、2番のいずれかの申請者に決定します。

落札決定した場合は、再度5条申請を提出してもらいますが、今回の申請と変更がなければ許可書の発行の手続きとなりますので、よろしくご審議をお願いします。

はじめに番号1番です。

申請人が●●さんです。申請地は●●番地、地目田、面積250㎡他1筆合計563㎡を建売住宅2区画の計画です。

申請地は10ha未満の集団農地で第2種農地と考えられます。給水は西側の上水道本管から、排水は合併浄化槽から隣接水路へ接続予定です。

資金証明、隣接耕作地の同意書等から問題はないと考えられます。

続きまして、番号2番になります。

こちらの申請人は●●番地、●●さんで、申請地、面積は同様に資材置場の計画です。

建築機材のバックホー5台の置き場の予定で、資金証明、土地利用計画図、隣接耕作地の同意書等から問題はないと考えられます。

写真は南側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を7番雨宮委員をお願いします。

【雨宮（良）委員】

7番雨宮です。

11月の18日に小宮山会長、有泉副会長、石川推進委員と現地調査を致しました。

リオ、不動産においては、建売住宅2区画ということですので、近くに排水する側溝、これは龍地の大溜池から来る水が流れていますが、排水には問題ないということでございます。

また●●さんは、ここを資材置場という形で利用するということであり、資材置場にしてはちょっと狭いと思いますが、問題はないと判

- 断致します。  
以上です。
- 【議長】 次に石川推進委員に意見を求めます。
- 【石川推進委員】 はい。  
18日に両宮委員、会長、副会長と現地調査をしました。  
土地の形態がちょっと不規則な感じがしますが、問題はないと思います。  
以上です。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。
- 【大久保推進委員】 推進委員の大久保です。  
この2件の中で、私が反対意見を述べた場合、その後はどのようになりますか。
- 【事務局】 はい。  
反対意見が出た場合ですが、審議をして最終的には農業委員さんの議決という形をとります。議決をいただければ、県へ送ることになります。
- 【大久保推進委員】 はい。  
私の意見が反映されることは非常に（責任が）重いのですが、実は●  
●さんは、●●地区、その他で太陽光発電をしているのですが、私の活動記録にも書いておきましたが、資材置場から転用されることがあり、非常に問題があるのではないかと思います。  
というのは、太陽光で開発しておりまして、その周りも買い取って、太陽光の埋め立てをした所から土砂が流出しまして、7月の終わり頃、農業用水に流出したということがありまして、市へもお願いしたりしましたが、なかなか埒が明かずに過ぎたのですが、この10月に開発の期間が過ぎていたのが機会になりまして、市の建設課も来ていただくことができました。建設課と農林振興課の方各2名ずつで、業者2名、堰の担当の役員2名が立ち会いまして、土砂流出の防止と再発防止・対策、流入した土砂の撤去、それから各農家への、田に土砂が入ってしまったので撤去の要望をしました。1時間、2時間くらい交渉したのですが、田圃が荒らされては困るので、水路の土砂を撤去しますという話がまとまりました。

しかし私の方から2回連絡をしましたが、いつ始まるとか一切連絡がなく、終了したのかどうかの連絡もない。その前の太陽光の開発もしている時も、夕立が降れば農道に土砂が流れ出したということに対しても真摯な態度が見られなかったということで、今もそのまま残されております。

対策としまして、斜面に流出防止のシートをするようにしましたが、まだその対策もされていないということで、ここが資材置場としてあれ(転用)された場合、将来的にまた別のものに転用されるのではないかという恐れがあると思います。もし何でしたら、保留にしてそういうことを聞いてからあれ(許可)した方がいいのではないかということです。

個人的な恨みがあって言っているものではありません。

工事をしてくれる土建屋さんは真摯な方が多くて、近所の対応もすごく良いのですが、ここは何もしない、道路も泥だらけということでありますが、今後直していただければ別であれば別に構いませんが、この場で判断しなければ意見を反映していただきたいと思います。

【事務局】

はい。

農地から転用して、更に転用されてしまうと農地法から離れて、農業委員会から言うことができません。

今回はバックホーの置き場にするということで申請があがっておりまして、その後、太陽光や何にかにするということになると、農地法が及ばないところになってしまいます。農業委員会としてそこまで判断するのは難しいと思います。

【山本(重)委員】

議長、4番山本です。

競・公売の適格証明を出すということが農業委員会に託されている訳ですが、あくまでも許可相当ということを経営委員会としては出すということですが、その時の農業委員の判断として、例えば面積が大き過ぎるのではないか、小さ過ぎるのではないかという、この状況における判断はできるんだけど、今、推進委員が言われた地域におけるトラブルがあった人を適格者ではないという判断を農業委員会でするのは、なかなか難しい話であると思うんですね。

そういうことも含めて、議案第44号の許可相当とするか否かという部分を、今の状況、トラブルが事実とか事実でないかというのは、意見として聞いただけなので、それをどうとらえて農業委員が、2番は不適格、1番は適格ということではですね、(判断する)材料がないのではないかと思います。

こういう案件の場合に、これまでどういうふうにしてきたのか、どう  
いう方法があるのか、もし事務局で分かっていたら教えてください。

【事務局】

はい。

あくまでも農業委員会としては、今回出された計画が適切かどうかと  
いうところが判断材料となります。

出された書類から判断して適格かどうかというところで判断をして  
いくしかないのかなと考えております。

【大久保推進委員】

2件とも適格と出しても良いということですか。

そうすれば後の判断は裁判所です出すということですか。

【事務局】

はい。

競・公売をするので、どちらが落札をするのかということは、裁判所  
で行うこととなりますので、農業委員会としてこの計画が適格かどうか  
というところで判断をしていくこととなります。

【大久保推進委員】

はい。

それではですね、いろんなことがありましたけど、農業委員会の判断  
には私の意見を反映しないようにお願いします。

資材置場にしても、私の近くにもありましたが、水利組合で判子を押  
したのは資材置場ですが、家が建っちゃったということがありましたの  
で、資材置場ということが非常に問題があるというふうに思いまして、  
意見を述べさせてもらいました。

以上です。

【山本（重）委員】

議長、4番山本です。

今の話で行きますと、この後どちらが落札するか分からないですけ  
ど、いずれにしても次に農業委員会に対して、5条の許可申請案件があ  
がってくると思うけど、対面して、1番なのか2番なのか分かりませ  
んが、2番の方が来た時に、地域でこういう話があるんだけど、資材置  
場にしては、これこれこうだからということをして話をした中で、あが  
ってきた時の農業委員会の総会において、第12回（総会）の競・公売  
の●●が落として、5条申請があがってきたけど、この時の議論があ  
ったことを説明して、（申請者が）こういう形にするということも説  
明の中に付け加えて5条の議案にあげていただきたいと、私は思いま  
す。

【事務局】

はい。

仮に2番が落札した場合、申請にきますので、今日の意見をあらためて窓口で話をしたいと思います。

【議長】

その他、質問はございませんか。

(なしの声)

質問がないようですので、番号1番及び2番を承認することし、条件付きの許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を承認及び条件付きの許可相当とすることに決定致します。

(議案第45号)

【議長】

次の議案に移ります。

議案第45号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件を上程致します。

事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の10ページをお願いします。地図は22ページになります。

まず、納税猶予というものは、農業相続人が農地を相続して、引き続き農業を営む場合に、申請した農地について相続税の納税猶予がされ、20年間営農することにより免除される。また申請人が亡くなってしまった場合は免除されます。特に市街化区域は相続税が非常に高いということで、納税猶予を申請する方がございます。

途中で営農をやめてしまったり、転用した場合は納税猶予は停止され、相続税と利子分が追徴されます。20年間営農することが条件になっています。

申請人は●●番地、●●さん、申請地は●●番地、地目田、面積1,303㎡他1筆合計1,312.83㎡でございます。相続時期は令和2年2月22日です。

こちらは3年に1回、税務署に報告をする。20年目には農業委員会も現地を確認致します。農地が荒れていれば営農されていないという判断

になりますので追徴されます。

写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を19番神澤委員にお願い致します。

【神澤委員】

18日に事務局と会長と私と推進委員の中込さんと計6人で現場へ行きました。

今後引き続き農業経営を行うということ、これを信じるしかないと思います。

現状では問題はないと思います。

ついでに疑問点を事務局にお願いしたいのですが、会長名で(証明を)出すのですね。

【事務局】

そうです。

【神澤委員】

その後確認を年々やっていく、20年後私が農業委員をやっていれば問題はないですけど、順に代わっていくと思いますが、その時の状態をどういうふうに把握するのか、事務局で把握するのか、税務署で把握するのか、そのところを教えてください。

【事務局】

はい。

最終的には20年後、(農業委員会)事務局で確認をしますが、草が生い茂っているとやっていない、又は田をやっているということを税務署に報告をします。税務署も見に来るようで、所有者立ち合いとかではなく、耕作しているかどうかを見に来て最終的に判断をします。

【神澤委員】

それは実際に作物を作っておかなければならないのですか。

【事務局】

はい。

税務署の判断になりますが、肥培管理をしていれば通るようでありますが、全くやっていない状況が分かれば、税務署では認めないと聞いております。

【神澤委員】

ものを作ってなくても草を生やしていなければ、そういう状態はOKということになるのですか。

- 【事務局】 はい。  
原則、耕作していることですが、理由としてたまたま1年くらいやらなかった程度であれば、肥培管理をしていけば認めてくれる場合がありますが、原則は耕作をしているということが判断となってきます。
- 【神澤委員】 もう一つ聞きたいのですが、親御さんが亡くなって相続するわけですね、親御さんが農業をやっていて、その引き継ぎで農業をやるというのが相続の申請ですね。その引き継ぐ時に一部、1町歩ある内の5反歩だけ農業をやって、残りの5反歩は売ってしまうということも可能ですか。
- 【事務局】 それは可能です。  
今回も全部は申請していません。あくまでも（申請した）この場所を納税猶予するので、申請しない所は売っても良いし、転用しても構わないです。申請地について20年間やってくださいということになります。
- 【神澤委員】 そういうことで疑問点が払拭されましたので、問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。
- 【議長】 次に中込推進委員に意見を求めます。
- 【中込推進委員】 はい。  
11月18日に小宮山会長、神澤副会長、事務局と現地調査をしてきました。現状は田圃として耕作されているので、特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願ひします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。
- 【齋藤委員】 はい。  
相続から10か月で申告の時期にきちゃうのですが、あと20日くらいしか残っていないのですが、どういう手続きになりますか。
- 【事務局】 はい。  
これでOKになった場合は、税務署へ行っていただいて、納税猶予の手続きを申請していただくこととなります。

【齋藤委員】	届けるだけということですか。
【事務局】	(税務署に) 提出した後、3年に1回、税務署に報告することになります。
【齋藤委員】	申告は申告の方でしてあるということですか。相続税の申告ですが。
【事務局】	詳しいことまでは分かりませんが、土地を整理して財産分与等をして、ここは農地としてやっていくということだと思います。
【神澤委員】	補足ですけど、私がもらっている書類の中で相続税の猶予に関する中に適格者証明書の中に農業委員会会長の名前と判子を押すようになっています。
【議長】	他に質問はございませんか。
	(なしの声)
【議長】	質問がないようでございます。番号1番を承認することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
【議長】	異議がないようですので、本案件を承認することに決定致します。
-----	
(議案第46号)	
【議長】	それでは次の議案に移ります。議案46号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。事務局に利用権設定の番号51番～58番の説明を求めます。
【事務局】	<p>はい、議長。</p> <p>資料の11ページをお願いします。番号51番、地図は23ページになります。</p> <p>●●番地、地目田、面積806㎡を、●●、●●さん、「●●」と読みますが、●●番地、●●さんに田を3年間、新規で貸し付ける計画が出されました。</p> <p>小作料は無償で水稻の作付けを予定しています。</p>

続きまして、番号 52 番、地図は 24 ページになります。

●●番地、地目田、面積 835 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、先程と同じく●●さんに田を 3 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 9,581 円で野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 53 番、地図は 25 ページになります。

●●番地、地目田、1,136 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 2,387 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 6 年 1 か月間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり玄米 60 k g で水稻の作付けを予定しています。

続きまして、資料 12 ページをお願いします。番号 54 番、地図は 26 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 3,554 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 3 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 39,392 円でブドウの作付けを予定しています。

続きまして、番号 55 番、地図は 27 ページになります。

●●番地、地目田、面積 295 m<sup>2</sup>、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で水稻の作付けを予定しています。

続きまして、番号 56 番、地図は 28 ページになります。

●●番地、地目田、面積 417 m<sup>2</sup>他 2 筆 1,024 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 11,719 円で野菜の作付けを予定しています。

続きまして、13 ページをお願いします。番号 57 番、地図は 29 ページになります。

●●番地、地目田、面積 894 m<sup>2</sup>他 2 筆合計 2,304 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で水稻の作付けを予定しています。

続きまして、番号 58 番、地図は 30 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 55 m<sup>2</sup>他 2 筆合計 858.6 m<sup>2</sup>を、亡●●さん相続人代表者が●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 10 年 1 か月間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 20,000 円でトマト等の作付けを予定しています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

【山本（賢）委員】

はい、18 番の山本です。

全体を通じてなんですが、添付書類を付けていますよね。これは住宅地図でやっている訳ですよ。本来は地籍図でやるべきではないかと思えます。そうすれば形状も分かるし、場所もきちっと確定できると。

東八の方にいた時には市町村全て地籍図を付けていました。住宅地図だとどちらかといえば不正確な部分があるし、これを見てもどこにあるだか分からないというか、特に（地図の）16、17 ページは実際にはどうなのかという、きちっとした地籍図でやるべきだと思うんですが。

皆さん現地へ行ったって、この地図ではどこだか分からないと思えます。地籍図を見ない限りは確定はできないと思えます。

【事務局】

はい。

それでは、公図を付けます。住宅地図も建物などが分かるので、両方付けるということでしょうか。

【石川推進委員】

はい。

僕は最初の調査の時に一人で行ったのですが、特別目印になるような建物があるといいのですが、田圃や畑の中で、大変だったのでもっと詳しい地図あればいいと思えます。

【事務局】

はい。

今付いている地図は、だいぶアップになっているので、もう少し広範囲の地図、縮尺を変えて広範囲のものにして、その上で公図を付ける格好で良ければ、そのようにしたいと思います。

今の地図の縮尺は変えられますので、もう少し目印が分かるような地図を付けた上で、公図も付けるというようにしたいと思います。

【議長】 事務局の説明でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】 それでは、番号 51 番～58 番を承認することに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】 (あいさつ)

本日はお疲れ様でした。

午後 4 時 17 分 閉会